

# 倉敷市屋外広告物条例

(平成 13 年 12 月 27 日 条例第 55 号)

改正 令和 3 年 3 月 23 日 条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）及び屋外広告業（法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第 2 条 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、その形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が公衆にとって快適であり、かつ、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。また、本市の豊かな自然環境と文化的で美しい景観形成に十分に配慮されたものでなければならない。

(禁止地域等)

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条若しくは第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物又は同法第 57 条の規定により登録された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定され、又は同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された地域
- (3) 岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 4 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域
- (4) 倉敷市文化財保護条例（昭和 52 年倉敷市条例第 34 号）第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同項第 5 号の規定により指定された地域
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で市長が指定する区域
- (6) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 4 章の規定により指定された自然環境保全地域並びに岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号）第 3 章の規定により指定された岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物及びその周囲並びに倉敷市自然環境保全条例（昭和 49 年倉敷市条例第 29 号）第 13 条の規定により指定された自然環境保全地区で市長が指定する区域
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある地域

- (8) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間，道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道，軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間
  - (9) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
  - (10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園
  - (11) 道路の植樹帯，分離帯及び交通島
  - (12) 河川，湖沼，溪谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
  - (13) 港湾，駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
  - (14) 官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，病院，公衆便所その他公共用建造物及びその敷地並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域
  - (15) 古墳，墓地，火葬場及び葬斎場
  - (16) 社寺及び教会の建造物並びにその境域で市長が指定する区域
  - (17) 前各号に掲げるもののほか，良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する区域
- 2 市長は，前項の規定による指定をし，又はこれを変更し，若しくは廃止したときは，その旨を告示するものとする。

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋（ガードを含む。），トンネル及び高架構造物
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹，路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
- (4) 信号機，路上信号制御機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋
- (5) 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの
- (7) 送電塔，送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
- (9) 彫像及び記念碑の類
- (10) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか，特に良好な景観又は風致の維持に必要なものとして市長が認めるもの

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

- (1) 電柱、街路灯柱、消火栓標識及びこれらに類するもの
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第5条 前2条及び第8条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、本市の区域内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項により許可を要する地域を、その特性に応じ区分し、規則で定めるところにより種別指定することができる。

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 人若しくは動物又は現に日常の運行の用に供されている車両、船舶等に表示される広告物。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき免許又は許可を受けて運行される路線バスで、その使用の本拠の位置が本市の区域内に存するものの車体に表示される広告物については、当該路線バスの所有者又は管理者が自己の名称、商標等を表示するもの以外のものを除く。
- (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた営業用自動車で、その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、本市以外の当該地方公共団体の法に基づく条例の規定に従って表示される広告物

3 路線バスの車体に表示される広告物で市長の許可を受けたものについては、第3条の規定は適用し

ない。

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件（第2項第1号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

5 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第2号、第7号、第8号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表すため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

(3) 前2号に掲げる掲出物件

6 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、第4条第2項の規定は適用しない。

7 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第7条 第3条に規定する地域又は場所になった際、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下この条において「既存広告物等」という。）については、同条に規定する地域又は場所になった日から1年間（規則で定める堅固な既存広告物等で、規則で定めるところにより許可を受けたものにあつては、規則で定める期間）は、同条の規定は適用しない。当該期間内に、この条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（禁止広告物）

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

(1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(6) 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例（平成2年倉敷市条例第28号）第3条第1項第1号に規定する建築物等であつて、今橋及び中橋の橋上面並びに今橋から中橋と高砂橋の中

間点までの間の倉敷川兩岸の道路面から 1.5メートルの高さにおいて、著しく視界に入るもの  
(許可条件等)

第9条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、1年(規則で定めるものについては、3年)を超えることができない。

(許可の更新)

第10条 この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可の期間満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(変更等の許可)

第11条 この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の基準等)

第12条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可基準は、規則で定める。

2 前項の許可基準は、次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を害さず、公衆にとって快適であるようにすること。

(2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法がその表示され、又は設置される場所の周囲の環境に調和するようにすること。

(3) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼさず、又はその形状その他表示の方法が不安定でないようにすること。

3 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が第1項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、倉敷市都市景観条例(平成21年倉敷市条例第40号)第7条に規定する倉敷市都市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の議を経て、許可することができる。

(広告物等の総表示面積の規制)

第13条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物で、地上に設置されるもの(門及び塀を除く。)をいう。)に表示され、又は設置される広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(許可証等の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票を貼付しておかななければならない。ただし、許可の打刻印を受けたものについては、この限りでない。

い。

(管理義務)

第 15 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理し、所有し、若しくは占有する者（次条において「広告物の表示者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務等)

第 16 条 広告物の表示者等は、広告物又は掲出物件について、取付け部分、主要部材及び固定金具の腐食等の有無の確認その他の安全性に関する項目についての点検を実施しなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、広告物の表示者等は、規則で定める広告物又は掲出物件について、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者による広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の有無及びその程度についての点検を実施しなければならない。
- 3 広告物又は掲出物件について、規則で定める許可を受けようとする者は、前項（同項の規定の適用を受けず、第 1 項の規定の適用を受ける広告物及び掲出物件については、同項）の規定による点検により作成された規則で定める点検結果を市長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定は、報告の必要がないものとして規則で定める広告物又は掲出物件については、適用しない。

(除却義務)

第 17 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第 19 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

第 18 条 削除

(許可の取消し)

第 19 条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条第 1 項（第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第 11 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第 1 項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第 20 条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上を定め、これらの除却

その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合においては、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

第21条 市長は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じた場合において、当該除却を命じられた者が、特別の理由がなく、これらの除却に必要とされる相当の期間（除却すべき期限を定めて命じた場合においては、当該期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物又は掲出物件に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第21条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第21条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下第21条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨をインターネットの本市ホームページに登載すること。

- 2 市長は、所定の保管物件1覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者に閲覧させることにより、前項第1号の規定による掲示に代えることができる。

(広告物等の価額の評価の方法)

第21条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第 21 条の 5 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、倉敷市財務規則

(昭和 42 年倉敷市規則第 22 号) 又は倉敷市工事執行規則 (昭和 49 年倉敷市規則第 16 号) に準じ、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 21 条の 6 法第 8 条第 3 項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 号の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第 21 条の 7 市長は、保管した広告物又は掲出物件 (法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。) を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、所定の受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第 22 条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第 23 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置義務)

第 24 条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者で、県内に住所 (法人にあっては、事務所又は営業所の所在地。以下同じ。) を有しないものは、広告物又は掲出物件を管理する者を置かななければならない。

2 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第 25 条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者が、これら



を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(手数料)

第26条 この条例の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可を受けようとする者は、別表第1に定める許可手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の許可手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。

(モデル地区の指定)

第27条 市長は、都市の良好な景観又は風致を維持するために、特に必要と認める地域を屋外広告物モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、モデル地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はモデル地区の区域を拡張し、若しくは縮小したときは、その旨を告示するものとする。

(モデル地区基本方針)

第28条 市長は、モデル地区を指定するときは、当該モデル地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「モデル地区基本方針」という。）を定めるものとする。

2 モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物及び掲出物件に関する基本構想

(2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の禁止又は制限に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するために必要な広告物又は掲出物件に関する基本的事項

3 市長は、モデル地区基本方針を定めようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該モデル地区内の住民及び当該モデル地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 前2項の規定は、モデル地区基本方針の変更について準用する。

(モデル地区掲出基準)

第 29 条 市長は、モデル地区基本方針に基づき、当該モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の基準（以下「モデル地区掲出基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、モデル地区掲出基準を定め、又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

3 モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は、モデル地区掲出基準に適合していなければならない。

4 市長は、モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置がモデル地区掲出基準に適合していると認める場合に限り、この条例の規定による許可をすることができる。

5 第 1 項の規定によりモデル地区掲出基準が定められた際、当該モデル地区内に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下この条及び次条において「既存広告物等」という。）については、第 3 項及び前項の規定は、当該モデル地区掲出基準に定める日までの間は、適用しない。ただし、既存広告物等を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(モデル地区における指導等)

第 30 条 市長は、既存広告物等が周辺の環境と不調和で、当該モデル地区の良好な景観又は風致を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該既存広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該既存広告物等を管理する者に対し、モデル地区掲出基準に基づき、必要な措置を講ずるよう指導し、助言し、又は勧告することができる。

(広告物協定地区)

第 31 条 土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。以下この条において同じ。）の所有者及び建築物、広告物、掲出物件その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物、広告物、掲出物件その他工作物を管理する者を含むものとし、国及び地方公共団体を除く。）は、当該土地について一定の区域を定め、その区域の良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結したときは、規則で定めるところにより、当該区域を広告物協定地区として指定するよう市長に申請することができる。

2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の名称及びその対象となる土地の区域に関する事項

(2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間に関する事項

(4) 広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該広告物協定が良好な景観又は風致の維持に資するものであると認めるときは、当該区域を広告物協定地区として指定し、当該広告物協定の内容を公表するものとする。

(屋外広告業の登録)

第 32 条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第32条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した所定の登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
  - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 法人である場合においては、その役員の氏名
  - (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、その名称及び住所並びにその役員の氏名）
  - (5) 第2号の営業所ごとに選任される第34条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第32条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第32条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
  - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第32条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第32条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第32条の11第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第32条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同

じ。)で法人であるものが第32条の11第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第32条の11第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(7) 第32条の2第1項第2号の営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第32条の5 屋外広告業者は、第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第32条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第32条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第32条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第32条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第32条の11第1項の規定に

より屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第 32 条の 9 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 32 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 32 条の 10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 32 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 32 条の 11 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第 32 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 32 条の 7 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 32 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 32 条の 12 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第 1 項又は第 32 条の 15 第 5 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

第 32 条の 13 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録手数料等)

第 32 条の 14 第 32 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けようとする者は、1 件につき 11,000 円の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、返還しない。

(岡山県又は岡山市の登録を受けた者に関する特例)

第 32 条の 15 第 32 条から第 32 条の 8 まで、第 32 条の 11 及び前条の規定は、岡山県屋外広告物条例

(昭和 41 年岡山県条例第 29 号。以下「県条例」という。)又は岡山市屋外広告物条例(平成 7 年岡山市条例第 51 号。以下「岡山市条例」という。)の登録を受けている者には、適用しない。

- 2 前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第 32 条第 1 項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。
- 3 第 1 項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。
- 4 屋外広告業者が県条例第 21 条の 2 又は岡山市条例第 33 条の登録を受けたときは、その者に係る第 32 条第 1 項又は第 3 項の登録は、効力を失う。
- 5 市長は、第 1 項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが、第 32 条の 11 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6 月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 第 32 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(講習会等)

第 33 条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

- 2 市長は、規則で定めるところにより講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 3 第 1 項の講習会を受けようとする者は、別表第 2 に定める講習手数料を納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

(業務主任者の設置)

第 34 条 屋外広告業者は、本市の区域内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
  - (3) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者
  - (4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- 2 市長は、業務主任者の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期限を定めて、業務主任者の設置を命ずることができる。
  - 3 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
    - (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
    - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
    - (3) 第 32 条の 10 に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
    - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第 35 条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(景観審議会への諮問等)

第 36 条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。
- (2) 第 5 条第 2 項の規定による種別指定をし、又はこれを変更しようとするとき。
- (3) 第 6 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号から第 4 号まで、第 4 項各号及び第 5 項第 1 号、第 12 条第 1 項並びに第 13 条に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (4) 第 27 条第 1 項の規定によるモデル地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はモデル地区の区域を拡張し、若しくは縮小しようとするとき。
- (5) 第 28 条第 1 項の規定によるモデル地区基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (6) 第 29 条第 1 項の規定によるモデル地区掲出基準を定め、又は変更しようとするとき。
- (7) 第 30 条の規定により、モデル地区の良好な景観又は風致を維持する上で特に必要な事項について指導し、助言し、又は勧告しようとするとき。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 32 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 32 条の 11 第 1 項又は第 32 条の 15 第 5 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 39 条 第 20 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 3 条第 1 項、第 4 条又は第 5 条第 1 項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第 11 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第 17 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第 32 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 34 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第 32 条の 13 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 38 条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 42 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 32 条の 7 第 1 項又は第 32 条の 15 第 3 項の規定による届出を忘れた者
- (2) 第 32 条の 9 の規定による標識を掲げない者
- (3) 第 32 条の 10 の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(適用上の注意)

第 43 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 36 条及び第 37 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、平成 14 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から 1 年間（岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号。以下「県条例」という。）の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間）は、当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができる。
- 3 施行日前に県条例の規定（第 21 条の 2 を除く。）により岡山県知事その他の機関が行った許可、処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に県条例第 21 条の 2 に規定する届出をしている屋外広告業者は、平成 14 年 9 月 30 日までの間に限り、第 32 条第 1 項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

(関係条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 42 年倉敷市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

|             |            |    |
|-------------|------------|----|
| 国土利用計画審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |
|-------------|------------|----|

」を「

|             |            |    |
|-------------|------------|----|
| 国土利用計画審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |
|-------------|------------|----|



|            |            |    |
|------------|------------|----|
| 屋外広告物審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |
|------------|------------|----|

」に改める。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 6 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に両町の区域内の広告物又は掲出物件について、県条例の規定（第 21 条の 2 を除く。）により岡山県知事その他の機関が行った許可等の処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で、編入日において現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日において現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、これらを変更し、又は改造するときまでは、なお従前の例による。
- 8 編入日前に県条例第 21 条の 2 に規定する届出をして屋外広告業を営んでいる者は、両町の区域内においては、平成 17 年 9 月 30 日までの間に限り、第 32 条第 1 項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 9 附則第 6 項の場合において、県条例第 11 条本文の規定により表示された許可証票及び同条ただし書の規定による押印又は打刻印は、それぞれ第 14 条本文の規定によりちょう付された証票及び同条ただし書の規定による打刻印とみなす。
- 10 編入日前に両町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

附 則（平成 16 年 12 月 17 日条例第 48 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 16 年 12 月規則第 85 号で、同 16 年 12 月 17 日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行）

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分 景観法（平成 16 年法律第 110 号）附則ただし書に規定する日
- (2) 第 3 条第 1 項第 2 号の改正規定 平成 17 年 4 月 1 日

附 則（平成 17 年 3 月 25 日条例第 21 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、第 6 条第 6 項、第 14 条及び第 26 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉敷市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第 32 条の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間（当該期間内にこの条例による改正後の倉敷市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 32 条の 4 第 1 項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、なお従前の例による。この場合において、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、また同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 34 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 76 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 27 日条例第 149 号）

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 30 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 42 年倉敷市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表屋外広告物審議会委員の項を削る。

附 則（平成 30 年 12 月 26 日条例第 73 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 3 年 4 月 1 日において現にこの条例による改正前の倉敷市屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、令和 5 年 9 月 30 日までの間、第 2 条の規定による改正後の倉敷市屋外広告物条例第 16 条の規定は、適用しない。

別表第 1（第 26 条関係）

| 区分及び種別    | 単位         | 金額      |
|-----------|------------|---------|
| はり紙又ははり札等 | 100 枚までごとに | 400 円   |
| 立看板等      | 1 個につき     | 400 円   |
| アドバルーン    | 1 個につき     | 1,350 円 |

|                       |  |        |  |
|-----------------------|--|--------|--|
| アーチ                   |  | 1 基につき | 2,700 円  |
| 懸垂幕又は横断幕              |  | 1 個につき | 700 円  |
| 広告板，<br>広告塔その<br>他の広告 | 表示面積 1 m <sup>2</sup> 未満のもの                      | 1 基につき | 400 円  |
|                       | 表示面積 1 m <sup>2</sup> 以上 3 m <sup>2</sup> 未満のもの  | 1 基につき | 800 円  |
|                       | 表示面積 3 m <sup>2</sup> 以上 5 m <sup>2</sup> 未満のもの  | 1 基につき | 1,150 円  |
|                       | 表示面積 5 m <sup>2</sup> 以上 8 m <sup>2</sup> 未満のもの  | 1 基につき | 1,450 円  |
|                       | 表示面積 8 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満のもの | 1 基につき | 1,750 円  |
|                       | 表示面積 10 m <sup>2</sup> 以上のもの                     | 1 基につき | 1,750 円に 10 m <sup>2</sup> を超える部分<br>が 1 m <sup>2</sup> に達するまでごとに<br>100 円を加算した額 |

別表第 2 (第 33 条関係)

| 区分    | 単位     | 金額      |
|-------|--------|---------|
| 講習手数料 | 1 人につき | 3,650 円 |